

(裏面)

② 当面の運転資金等の状況等			
当面の運転資金等 (⑫ × 6(6ヵ月分))	8,600,000 円	+	今後6ヵ月間に予定されている臨時支出等の額
			300,000 円
		=	当面の支出見込額(⑬)
			8,900,000 円
③ 現金・預貯金残高			
	金額		金額
現金	100,000 円	預貯金	1,000,000 円
		現金・預貯金の合計(⑭)	1,100,000 円
④ 納付可能金額			
⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額)		納付可能金額(⑮)	
		0 円	
(マイナスの場合は0)			
⑤ 猶予を受けようとする金額			
① ① 納付すべき労働保険料等	(⑮) 納付可能金額	(②) 猶予額	
587,094 円	0 円	587,094 円	

今後想定される臨時的な支出額を記載してください。確定していない場合は概算で構いません。

通帳や帳簿等を参考に、現在お持ちの現金・預貯金の額を記載してください。
なお、今後回収見込みの売掛金や貸付金などを考慮する必要はありません。

納付可能金額が算出された場合には、納期限までに納付していただく必要があります(困難な場合は担当職員にご相談ください。)

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)	
☐ この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。	
※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞金が免除されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)	

「収入及び支出の記載方法」				
お手持ちの帳簿や試算表から最近の収支状況を記載します。				
項目	① 令和2年(当年)	2月	3月	5月
② 収入	売上	1,800,000 円	1,500,000 円	1,500,000 円
	小計	③ 1,800,000 円	④ 1,500,000 円	⑤ 1,500,000 円
	仕入	1,000,000 円	800,000 円	800,000 円
③ 支出	販売費/一般管理費	150,000 円	100,000 円	100,000 円
	借入金返済	200,000 円	200,000 円	200,000 円
	生活費(※)	250,000 円	250,000 円	250,000 円
	小計	⑥ 1,600,000 円	⑦ 1,350,000 円	⑧ 1,350,000 円

① 令和2年2月以降で、前年同月と比べて収入が減少している月を1月以上記載します。連続した月でなくても構いません。

② 収入には、譲渡所得などの一時的な収入は含みません。

③ 支出には、その月において実際に支払った(支払が予定される)費用を記載します。減価償却費など実際に支払われない費用は含みません。

④ 個人事業主の方は、事業の支出以外に個人的な生活費も記載します(法人の場合は生活費は支出に該当しないので記載しません。)

チェックがあると、特例猶予が不許可となった場合でも、申請日に換価の猶予申請がされたものとして審査を行いますので、チェックをしてください。

国税、地方税、厚生年金保険料等の猶予申請書・猶予許可通知書のコピーを添付する場合の記載例

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。) (注) 国税・地方税・厚生年金保険料のいずれかの納付猶予の特例の猶予決定(許可)書(写)及びその猶予申請書を添付すれば、2の記入は不要です。									
① 収入及び支出の状況等 別紙国税の許可通知書等のとおり 令和2年2月以降、前年同月と比べ収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。									
収入	項目	令和2年(当年)	2月	3月	5月	前年同月	2月	3月	5月
	売上	1,800,000 円	1,500,000 円	1,500,000 円	2,000,000 円	2,500,000 円	1,500,000 円		
	小計	③ 1,800,000 円	④ 1,500,000 円	⑤ 1,500,000 円	⑥ 2,000,000 円	⑦ 2,500,000 円	⑧ 1,500,000 円		
	仕入	1,000,000 円	800,000 円	800,000 円	1,200,000 円	1,300,000 円	800,000 円		
	販売費/一般管理費	150,000 円	100,000 円	100,000 円	150,000 円	200,000 円	100,000 円		
支出	借入金返済	200,000 円	200,000 円	200,000 円	250,000 円	250,000 円	250,000 円		
	生活費(※)	250,000 円	250,000 円	250,000 円	250,000 円	250,000 円	250,000 円		
	小計	⑨ 1,600,000 円	⑩ 1,350,000 円	⑪ 1,350,000 円	⑫ 1,850,000 円	⑬ 2,000,000 円	⑭ 1,400,000 円		
	収入減少率								
	1 - (③ ÷ ⑥) 1 - (④ ÷ ⑦) 1 - (⑤ ÷ ⑧) のうち最大のものを記載								
40 %									
支出平均額									
(⑨ + ⑩ + ⑪) ÷ 記入月数									
1,433,333 円									

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。
※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

猶予制度に関してご質問等がありましたら、下記URLをご参照いただくか、最寄りの都道府県労働局労働保険徴収課(室)にお問い合わせください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html